

第21回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

計 算 書 類 の 個 別 注 記 表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

株式会社イオレ

上記の事項につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.eole.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 : 6～10年

工具器具備品 : 4～5年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）は、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。

主な履行義務の内容及び収益に関する通常の時点については、「収益認識に関する注記」に記載しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、『他求人広告』に係る収益について、従来は、総額で収益を認識していましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割(本人又は代理人)を判断した結果、総額から仕入先に支払う金額を控除した金額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は26,187千円減少し、売上原価は26,187千円減少しております。また、営業損失、経常損失、税引前当期純損失及び利益剰余金の期首残高への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(時価算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、金融商品関係に関する注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

4. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損損失

当事業年度計上額	有形固定資産	1,749千円
	無形固定資産	99,645千円

当社は、顧客へ提供するサービスを基礎として資産のグルーピングを行っております。減損の兆候が存在する資産グループについては当該資産グループから生じると見込まれる将来キャッシュ・フローに基づき減損の要否の判定を実施しております。

当事業年度において、事業計画を基に各資産グループの将来キャッシュ・フローを見積った結果、一部の資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

5. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	23,954千円
有形固定資産の減損損失累計額	5,183千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末
普通株式(株)	2,330,183	66,051	—	2,396,234

(変動事由の概要)

新株予約権(ストック・オプション)の権利行使による増加	63,000株
譲渡制限付株式報酬としての新株発行による増加	3,051株

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末
普通株式(株)	66	—	—	66

(3) 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式	114,200株
------	----------

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

未払事業税	1,970千円
一括償却資産	364千円
貸倒引当金超過額	2,250千円
減損損失	91,532千円
譲渡制限付株式報酬	2,678千円
税務上の繰越欠損金	183,398千円
その他	857千円
繰延税金資産小計	283,051千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△183,398千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△99,653千円
評価性引当額	△283,051千円
繰延税金資産合計	—

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達については、自己資金からの充当及び銀行等金融機関からの借入れ及び社債の発行による方針であります。一時的な余資の運用については、安全性の高い短期の金融資産に限定して運用を行う方針であります。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当社は、与信管理規程に従って取引を行うとともに、営業債権について、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、回収遅延債権について個別に把握及び対応を行う体制とすることにより、当該リスクを管理しております。

敷金は本社オフィスの賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、当社は、定期的に差入先の状況等の確認を行うことにより、当該リスクを管理しております。

営業債務である買掛金、未払金はそのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であり、また、預り金についてもほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。これらは流動性リスクに晒されておりますが、当社は、月次単位での支払予定を把握する等の方法により、当該リスクを管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、重要性が乏しいと判断したものについては記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金	12,189	11,456	△732
資産計	12,189	11,456	△732

(注) 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等、預り金は短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

・時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	11,456	—	11,456

(注) 敷金の時価は、償還予定時期及び償還予定金額を見積り、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員	小川 誠	(被所有)直接 0.8	当社 代表取締役 社長	新株予約権(ストック・オプション)の行使 (注)2	42,210	—	—

(注) 1. 新株予約権（ストック・オプション）の行使は、2006年3月30日開催の臨時株主総会決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は、当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

2. 小川誠氏は2021年6月23日をもって当社代表取締役社長を退任しており、上記の内容は当事業年度の在任期間に係るものです。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	らくらく 連絡網	pinpoint	らくらく アルバイト	HR テクノロジー	その他	合計
外部顧客への 売上高	141,714	336,501	73,229	1,386,019	148,961	2,086,427

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社における主な顧客との契約から生じる収益の内容は以下のとおりであります。

『らくらく連絡網』については、顧客からの依頼に基づいて広告を自社メディアに出稿することが主な履行義務であります。自社メディアに出稿がなされた段階で収益を認識しております。

『pinpoint』、『他媒体広告』、『らくらくアルバイト』、『求人検索エンジン』及び『HR Ads Platform』については、顧客からの依頼に基づいて広告をメディアに出稿することが主な履行義務であります。

インプレッション型課金の場合はユーザーに広告が表示した時点、成果報酬型課金の場合はユーザーが広告をクリックし、顧客と合意した成果が得られた時点等で収益及び費用を認識しております。

『ジョブオレ』及び『らくらく連絡網』の一部サービスについては、システム提供が主な履行義務であります。当社が請求する権利を有する金額で収益を認識しております。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	246,035千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	328,861
契約負債（期首残高）	19,116
契約負債（期末残高）	19,969

顧客との契約から生じた債権は、売掛金に関するものであります。

契約負債は、主に、顧客からの依頼に基づいた広告出稿に際して受け取った翌期分の前受金に関するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債に含まれていた額は、18,612千円であります。当事業年度において、契約負債に重大な変動はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当初の予想契約期間が1年以内の契約及び当社が請求する権利を有している金額で収益を認識することができる契約については実務上の便法を適用し、注記を省略しております。

当社において、当初の予想契約期間が1年を超える取引はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 182円40銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 61円65銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

(第10回新株予約権の発行)

当社は、2022年3月31日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される第10回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行を行うことについて決議し、2022年4月18日に本新株予約権の発行価額の総額の払込が完了いたしました。その概要は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の名称	株式会社イオレ 第10回新株予約権
(2) 割当日	2022年4月18日
(3) 新株予約権の総数	2,300個
(4) 発行価額	総額2,208,000円（新株予約権1個につき960円）
(5) 当該発行による潜在株式数	230,000株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額は496円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は230,000株です。
(6) 資金調達額	249,308,000円（差引手取概算額）（注）

<p>(7) 行使価額及び行使価額の修正条項</p>	<p>当初行使価額1,090円</p> <p>当初行使価額は2022年3月31日開催の取締役会直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の110%を乗じた価額であります。</p> <p>また、行使価額は本新株予約権の割当日の翌日から起算して6ヶ月を経過した日以降に行われる当社取締役会の決議により、当該決議が行われた日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる）に修正することができます。但し、修正後の行使価額が、下限行使価額を下回ることはありません。行使価額の修正が決議された場合、当社は速やかにその旨を新株予約権の新株予約権者（以下、「本新株予約権者」といいます。）に通知するものとし、当該決議が行われた日の翌取引日から起算して21取引日以降に修正後の行使価額が適用されます。</p> <p>また、当該取締役会決議より6ヶ月が経過する度に、当社取締役会による修正決議ができるものとなっております。なお、上記に関わらず、直前の行使価額修正から6ヶ月を経過していない場合には、当社は新たに行使価額の修正を行うことはできません。そのため、本新株予約権は東京証券取引所の定める有価証券上場規程第410条第1項に規定されるMSCB等には該当しません。</p>
<p>(8) 募集又は割当方法（割当先）</p>	<p>第三者割当の方法により、株式会社グロース・キャピタルに2,300個を割当てします。</p>
<p>(9) 行使期間</p>	<p>2022年4月18日から2025年4月17日まで（但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。）</p>

(10) 資金使途	具体的な資金使途	金額 (百万円)
	① データの有効活用 (次世代データプラットフォームの構築・ 移行)	55
	② 新規事業開発 (既存データの有効活用及びデータ量拡充 のための新アプリの開発)	160
	③ 人材採用の強化	34

(11) その他

① 新株予約権の取得

当社は本新株予約権の割当日から2年を経過した日以降いつでも取締役会により新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」といいます。）を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得日の通知を当該取得日2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額（960円）と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。

② 譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を必要となります。

③ 覚書における定め

上記のほか、本新株予約権の割当先であるグロース・キャピタルと当社の間で締結の覚書において、次の規定があります。

割当先は、本新株予約権の割当日から2年を経過した日以降で、当社普通株式の東京証券取引所における株価が下限行使価額を下回った場合には、当社に対し、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額（960円）で、割当先が保有する本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができます。割当先が取得請求を行った場合には、当社は、速やかに、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、当該請求に係る本新株予約権を取得します。

(注) 資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。
なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。